

Title	日本古代の皇太子と帯剣
Sub Title	Crown princes and side arms in ancient Japan
Author	山下, 紘嗣(Yamashita, Hirotsugu)
Publisher	三田史学会
Publication year	2009
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.78, No.1/2 (2009. 6) ,p.1- 17
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20090600-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20090600-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 日本古代の皇太子と帯剣

山下 紘嗣

はじめに

『続日本紀』（以下『続紀』と記す）延暦六年（七八七）五月己丑（六日）条に

有<sub>レ</sub>勅、令<sub>二</sub>皇太子帯剣<sub>一</sub>。于<sub>レ</sub>時、太子未<sub>レ</sub>加<sub>二</sub>元服<sub>一</sub>矣。とある。この史料は人物名等を補うと、「桓武天皇の勅によつて皇太子の安殿親王（後の平城天皇）に帯剣させた。この時皇太子はまだ元服していなかった。」と解釈できる。

この様に、本史料は桓武朝における皇太子の帯剣<sup>(1)</sup>について述べた史料であるが、帯剣は「衣服形態<sup>(2)</sup>」を構成する一つの要素である。日本古代において、制度的に定められた「衣服形態」が可視的な標章として、それを着する者の性格を表すことがしばしば指摘されてきた<sup>(3)</sup>。また、

桓武朝は奈良時代と平安時代の境に位置<sup>(4)</sup>、日本古代における一つの画期である。以上のことから、本史料は、日本古代の皇太子の性格を制度的側面から明らかにする上で、重要な史料だと言えよう。にもかかわらず、従来、制度史的な観点から本史料が注目されることはほとんどなかった<sup>(5)</sup>。

帯剣そのものについても同様のことが言える。古代の日本において、剣が単に武器であるだけでなく、他にも様々な意味を有していたことは指摘されてきた。即ち、剣は権力・地位を象徴<sup>(6)</sup>し、祭祀権を示す神宝・祭祀具<sup>(7)</sup>であり、悪霊や邪気を追い払う呪具・聖具<sup>(8)</sup>であり、更に、その授受が信頼関係を示した<sup>(9)</sup>ことが明らかにされてきた。しかし、「衣服形態」の構成要素として、帯剣が如何なる機能を有していたかについて、これまでそれ程詳しく

論じられることはなかった。

そこで、本稿ではまず奈良時代と平安時代において、衣服制度上、帯剣がどのような機能を有していたか明らかにした上で、桓武朝に皇太子安殿親王に帯剣が命じられたことが、日本古代の皇太子制について考える上でどのような意味をもつのか考えていきたい。

### 第一節 奈良時代の帯剣

本節では、奈良時代、即ち安殿親王の帯剣以前に、帯剣を伴う「衣服形態」が、どのような標準であったのか考察する。当該期の帯剣に関連する史料を列挙すると以下のものがある。

#### ①養老衣服令13武官礼服条<sup>(10)</sup>

武官礼服、衛府督佐。へ兵衛佐、不<sub>レ</sub>在此限。以下准<sub>レ</sub>此。へ並皂羅冠。皂綫。牙笏。位襖。加<sub>レ</sub>繡襦襦。へ兵衛督雲錦。へ金銀装腰带。金銀装横刀。白袴。烏皮靴。へ兵衛督、赤皮靴。へ錦行膝。

#### ②養老衣服令14武官朝服条

朝服。衛府督佐、並皂羅頭巾。位襖。金銀装腰带。金銀装横刀。白襪。烏皮履。其志以上、並皂縵頭巾。皂綫。位襖。烏油腰带。烏装横刀。白襪。烏皮履。

へ会集等日、加<sub>レ</sub>錦襦襦赤脛巾。帶<sub>二</sub>弓箭。以<sub>レ</sub>鞋代履。へ兵衛、皂縵頭巾。皂綫。位襖。烏油腰带。烏装横刀。帶<sub>二</sub>弓箭。白脛巾。白襪。烏皮履。へ会集等日、加<sub>レ</sub>挂甲帶槍。以<sub>レ</sub>位襖代<sub>二</sub>紺襖。以<sub>レ</sub>鞋代履。へ主帥、皂縵頭巾。皂綫。位襖。烏油腰带。烏装横刀。白脛巾。白襪。烏皮履。へ会集等日、加<sub>レ</sub>挂甲帶弓箭。以<sub>レ</sub>縹襖代<sub>二</sub>位襖。以<sub>レ</sub>鞋代履。へ並朝庭公事即服之。衛士、皂縵頭巾。桃染衫。白布帶。白脛巾。草鞋。帶<sub>二</sub>横刀、弓箭、若槍。へ会集等日。加<sub>レ</sub>朱末額挂甲。以<sub>レ</sub>皂衫代<sub>二</sub>桃染衫。へ朔・節日、即服之。尋常、去<sub>レ</sub>桃染衫及槍。其督以下、主帥以上袋、准<sub>二</sub>文官。

#### ③養老公式令52内外諸司条

凡内外諸司、有<sub>レ</sub>執掌者、為<sub>レ</sub>職事官。无<sub>レ</sub>執掌者、為<sub>レ</sub>散官。五衛府、軍団、及諸帶仗者、為<sub>レ</sub>武。へ大宰府、三閩国、及内舍人、不<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>武限。へ自余並為<sub>レ</sub>文。

#### ④職員令集解17雅楽寮条

雅楽寮(中略)頭一人。へ掌<sub>二</sub>文武雅曲正舞。謂、无<sub>二</sub>干戈者曰<sub>レ</sub>文。有<sub>二</sub>干戈者曰<sub>レ</sub>武。穴云、称<sub>二</sub>雅曲者、依<sub>レ</sub>不加<sub>二</sub>淫楽耳。积云、帶<sub>二</sub>刀為<sub>レ</sub>武。

无刀為文。古記云、文武雅曲正舞、及曲謂也。帶刀為武。无刀為文。雜樂耳。(後略)

⑤『統紀』慶雲四年(七〇七)七月丙辰(二十一日)条始置授刀舍人寮。

⑥『統紀』天平三年(七三一)十一月癸酉(二十八日)条

制、大惣管者、帶劍待勅。副惣管者、与大惣管同。判吏二人、主事四人。鎮撫使、掌与惣管同。判官一人、典一人。其抽内外文武官六位已下、解兵術・文筆者充。仍給大惣管備仗十人、副惣管六人、鎮撫使三位隨身四人、四位一人。並負持弓箭、朝夕祇承。随主願充、令得入考。惣管、如有縁事入部者、聽從騎兵卅疋。其職掌者、差發京及畿内兵馬、搜捕結徒集衆、樹党反勢、劫奪老少、压略貧賤、是非時政、臧否人物、耶曲冤枉之事。又斷盜賊、妖言、自非衛府執持兵刃之類。取時巡察国郡司等治績、如得善惡、即時奏聞。不須連延日時、令會恩赦。其有犯罪者、先決杖一百已下。然後奏聞。但鎮撫使、不得差發兵馬。

⑦『統紀』天平四年八月丁亥(十七日)条・壬辰(二十

二日)条

丁亥、(中略)正三位藤原朝臣房前為東海・東山二道節度使。從三位多治比真人泉守為山陰道節度使。從三位藤原朝臣宇合為西海道節度使。道別判官四人、主典四人、醫師一人、陰陽師一人。

壬辰、勅、(中略)又使已下僉人已上、並令佩劍。(後略)

⑧『統紀』神護景雲元年(七六七)三月丙寅(十七日)条

勅、近衛將監從六位下勲六等間人直足等十九人、感会風雲、奮激忠勇、超群拔衆、斬寇滅凶。朕以嘉其武節、賞此高勲。宜令美服光榮、容儀標異。自今以後、諸勲六等已上、身有七位、而帶職事者、許執牙笏并用銀裝刀帶等。及元日等節、着当階之色。

⑨『統紀』宝龜二年(七七二)三月戊辰(十一日)条  
停隼人帶劍。

①と②は礼服や朝服、制服、そしてそれらに付属する服飾品についての詳細な規定からなる衣服令の条文で、①は武官の礼服を、②は武官の朝服を規定している。礼服とは衣服令1皇太子条の古記や同4諸臣条、同10内命

婦条によると大祀<sup>(11)</sup>、大嘗、元日に着す衣服であり、①では衛門府と左右衛士府の督佐、及び左右兵衛府の督の礼服に「金銀装横刀」が含まれていることが規定されている。②では朝服として、「衛府督佐<sup>(12)</sup>」が「朝廷公事」に「金銀装横刀」を、同志以上と兵衛、主帥が「朝廷公事」及び「会集等日」に「烏装横刀」を、衛士が「朔・節日」及び「会集等日」に「横刀」を帯びるべきことが規定されている。「朝廷公事」とは、広瀬圭氏によると「告朔儀等の朝廷における行事を基本とした」「尋常（＝平常の執務）でない、すべての朝廷における行事や儀式」のことである。また、同志以上と兵衛、主帥における「会集等日」とは『令集解』の諸説によると、礼服を着する日、即ち大祀、大嘗、元日のことである。衛士の「朔・節日」と「会集等日」は両者を合わせて諸々の儀礼を指すと考えるのが適当であろうか。このように①・②の規定を解釈することによって、官職により帯びる劍こそ違ったが、武官は皆諸儀礼において帯劍すべきものとされていたことが分かる。尚、衣服令には武官の礼服・朝服以外にも、皇太子・親王<sup>(17)</sup>・諸王<sup>(18)</sup>・諸臣の礼服や、親王以下有位者の朝服、無位の官人・庶人等の制服についての規定があるが、それらの「衣服形態」に劍は含ま

れず、基本的に武官の帯劍のみが想定されていたと考えられる。

③は職事官と散官、武官と文官の別を規定している公式令の条文である。ここには「五衛府、軍団、及諸帶<sup>レ</sup>仗者、為<sup>レ</sup>武。」とあり、「仗」を帯びる者が武官であると規定されている。また、本注の「大宰府、三関国、及内舍人不在<sup>レ</sup>武限」は『令集解』諸説によると、それらの官にある者が武官でないながらも「仗」を帯びるべきであるとされたことを言っている。本注に付属する令釈に「大宰三関国、雖<sup>レ</sup>非<sup>レ</sup>武官<sup>レ</sup>准令<sup>レ</sup>带劍。」とあることから、この条文において「仗」は劍に置き換えることができ、本条は武官及び「大宰府、三関国、及内舍人」が帯劍すべきことを定めていたと解釈できる。また、本条では特に帯劍すべき場について記されていないが、令釈に「其大宰官人、及軍毅等在京之日、不<sup>レ</sup>带劍<sup>レ</sup>者、别有<sup>レ</sup>处分<sup>レ</sup>耳。」とあり、大宰官人や軍毅は京域での帯劍をゆるされていないので、その官職にある者の通常勤務すべき場所における帯劍を規定していると考えられる。武官に関しては、①②の史料から諸儀礼において帯劍すべきものとされていたことを確認でき問題ないが、「大宰府、三関国、及内舍人」は何故帯劍するべきであると

されたのだろうか。その内、大宰府と三関は先に挙げた令釈に「雖非武官准令帶劍。」とあることから、武官に准じて帶劍すべきものとされたと考えられる。言うまでもなく、武官とは武を以て朝廷に奉仕することを求められている官人である。これに対して、大宰府や三関の官人は文官ではあるが、勤務地が軍事的要所で、武を行使する可能性があるので、武官に准じて帶劍すべきものとされたと考えられる。前掲の令釈で、大宰官人や軍毅が京域では帶劍をゆるされていなかったことも、京域で武を行使することを認められていなかったからであろう。内舎人に関しては、職員令3中務省条に「内舎人九十人〔掌帶〕刀宿衛、供〔奉〕雜使、若駕行分〔衛〕前後」とあり、内舎人が天皇を守衛するために劍を帯びていたことが分かる。内舎人の帶劍も、職掌上武を行使する可能性のある官であったのである。また、本注に付された『令義解』の注釈に「亦中務丞以上、准而須知」とあり、中務丞以上も帶劍すべきものとされている。中務省官人に武と関わる職掌は見いだせないが、黒川真頼氏によって、中務は天皇に近侍する「侍衛の官なる故」に帶劍すると説明されている。<sup>25)</sup>従って、その帶劍の理由は内舎人と同じで、天皇を守衛する上で武を行使

する可能性があったからであると考えてよいだろう。尚、瀧川政次郎氏によって大宝令では本注が「唯内舎人、及竺志、不在武之例。」となっていたことが明らかにされているが、内舎人は養老令と共通し、竺志は養老令における大宰府を示しているもので、大宝令制下でも本条は武を以て朝廷に奉仕することが求められている官にある者が帶劍すべきものとされていたと考えられる。

以上①から③によって、養老令の規定上―おそらくは大宝令においても―帶劍をゆるされていたのは基本的に武官であり、武官以外で帶劍を認められていたのは武を以て朝廷に奉仕する可能性のある官であったことを述べてきた。また、④から、雅楽正舞においても演者が帶劍するか否かで文・武が識別されていたことが分かる。このことは、雅楽を見る者の間で、帶劍を伴う「衣服形態」が、武を象徴するものであると認識されていたことを推測させる。更に、この④に古記が存在することは、大宝令段階で既に以上のような認識が存在していたことの傍証になろう。

⑤から⑨は帶劍に関する事例の記事である。

⑤は授刀舎人寮の設置を示す史料である。授刀舎人寮・授刀舎人は「帶劍寮」や「帶劍舎人」とも記され、

帯剣して禁中の宿衛にあたることを任務とした一種の宮廷武力であり、後に中衛府に改編された。<sup>29</sup>天平十八年二月にも騎舎人を改めて授刀舎人が再置されたが、これも一種の宮廷武力であり、後に近衛府へと発展した。

⑥には大・副惣管が帯剣し勅を待つとある。大・副惣管は兵の差発権を持ち、武との関わりが深かったと考えられる。

⑦は節度使の使以下僱人以上に帯剣を命じた史料であるが、北啓太氏によって節度使が武を行使する役割を有していたことが指摘されている。<sup>31</sup>

⑧は恵美押勝の乱で活躍した近衛将監従六位下勲六等間人直足等十九人の功に應えるために、勅によって勲六等以上の職事官は七位であつても「銀装刀」等を帯びることを認めた記事である。ここで「銀装刀」を帯びることが認められているのは、武功を挙げた勲六等の者であり、彼らは武官として元来帯剣していたと考えられる。つまりこの史料が述べているのは、衛府督佐以上にしか認められていなかった「銀装」の剣を、勲六等以上の七位の武官が帯びることを認めたことであり、ここでもやはり帯剣する者が武官であることに変わりはない。

⑨は畿内に移配された隼人の帯剣を止めた史料だが、

それまで隼人は軍事的役割を有していたことが明らかにされている。<sup>32</sup>

以上のように、实例においても、奈良時代に制度上帯剣が認められていたのは、職掌上武を以て朝廷に奉仕することが求められた者のみであった。即ち、当該期の帯剣を伴う「衣服形態」は武を象徴するものであり、標章としてそれ以外の意味があつたことは確認できない。

## 第二節 平安時代の帯剣

本節では、平安時代に、帯剣を伴う「衣服形態」がどのような標章となつていったのか考察したい。

はじめに、平安時代の帯剣も、奈良時代と同様、基本的に、武を象徴していたことを確認しておきたい。即ち、職員令集解63左馬寮条所引の弘仁四年（八一三）三月十三日太政官符に

弘仁四年三月十三日官符云。応令「史生帯剣」事。

右得「左右馬寮解」備。夫馬者、軍国之用、非常之備。

「掌守之司、不可無備。望請、令「史生帯剣」、備」

「于非常」者。右大臣（園人）宣。奉勅、依請。

とあることや、治安の悪化に対応するために数カ国の国司・郡司に帯剣を許可した事例が確認されること、<sup>33</sup>『続

日本後紀』(以下『続後紀』と記す) 承和四年(八三七)三月戊辰(五日)条において清原真人夏野が、自らが左近衛大将であることを「腰帶劍」と表現していることなどは、平安時代になっても、帯剣を伴う「衣服形態」が、依然として武を象徴していたことを表している。

しかし、次に掲げる史料は、平安時代に、国家によって帯剣に新たな機能が付加されたことを示している。

『日本後紀』(以下『後紀』と記す) 弘仁元年九月乙丑(二十八日)条

公卿奏言、(中略) 又去大同二年八月十九日下「彈正台」例云、雜石腰帶、画飾大刀、及素木鞍橋、独射狩・葦鹿・猯・羆皮等、一切禁断者。臣等商量、雜石易得、作壳多人。至于著用、亦復難損。銅鍔具者、以漆塗成、動易剥落。今難易各異、価値是同、為弊一也。又毛皮之類、不聽犯用、鞍具之要、唯須黻文。是以、无頼之徒、窃斃牛馬、為弊二也。又節会之義、蕃客之朝、歲時不絶。必須飾刀。今惣被断、恐損国威。伏望雜石及毛皮等、悉聽用之。画飾刀者、除節会・蕃客之外、将加禁制。鞍橋者、除桑棗之外、不論素漆、随心通用。庶随民便、蒙得其所。並許之。

日本古代の皇太子と帯剣

この史料は、弘仁元年九月二十八日、公卿奏によっていくつかの装身具の使用許可が求められ、裁可されたことを述べている。帯剣に関わる部分を詳しく見ていくと、まず、平城朝の大同二年(八〇七)八月十九日に、彈正台例で「画飾大刀」を帯びることが禁止されたと記している。このことは大同二年の頃、許可なく勝手に「画飾大刀」を帯びる者が多数存在したことを想像させる。つづけて本史料は、「国威」を損なわないために節会及び外国の使節が参列する朝儀において「画飾大刀」を帯びることが許されるようになったと述べている。節会や外国の使節が参列する朝議は儀礼の場である。儀礼の場を着される衣服は礼服や朝服であり、奈良時代には、礼服や朝服で帯剣が付加されていたのが武官のみであったことは前節で指摘した。この時、国威を示すものとして「画飾大刀」を帯びることが認められるようになったことは、帯剣に武を象徴するだけでなく、帯剣者の威儀を整える機能が加えられたことを示す。また、大同二年に許可なく帯剣する者が多数存在したとすれば、それらの者も自らの威儀を整えようとして勝手に帯剣していたのだろう。

以上、弘仁元年九月二十八日に「節会・蕃客」におい

て、武を以て朝廷に奉仕することが職務である官人以外にも「画飾大刀」を帯びることが許され、帯剣に帯剣者の威儀を整える機能が加えられたことを論じた。その後、帯剣すべき場は「節会・蕃客」以外の場にも拡大され、また身分によって帯びる剣が違ふことも明確に規定されるようになった。

『後紀』弘仁六年十月壬戌（二十五日）条には

勅、親王・内親王・女御及三位已上嫡妻・子、並聽<sub>レ</sub>著<sub>二</sub>蘇芳色・象牙刀子。但緋色鞞勒一切禁斷。又禁<sub>二</sub>女人著<sub>二</sub>褐及黄櫨染等色。唯節会日不<sub>レ</sub>在<sub>二</sub>禁限。五位已上聽<sub>二</sub>恒服<sub>二</sub>飾刀。六位已下不<sub>レ</sub>得<sub>二</sub>以<sub>二</sub>金銀<sub>一</sub>為<sub>レ</sub>飾。内親王・孫王、及女御已上、四位已上内命婦、四位參議已上嫡妻・子、大臣孫、並聽<sub>レ</sub>乘<sub>二</sub>金銀裝車。自余一切禁斷。

とある。勅文の中で帯剣に関わる部分に着目すると、勅は、五位以上の者が（金銀装の）「飾刀」を恒に服する事を聴し、また六位以下の者が金銀で刀を飾る事を禁じている。ここに「恒」とあるので、この後、「節会・蕃客」以外の場においても、それぞれの身分に応じて「飾刀」や金銀の装飾のない刀を帯びることが許可されるようになったと言える。そしてそれは、帯剣に付加さ

れた威儀を整えるという機能が定着し、帯剣が身分標準としての機能も果たすようになったことを示している。また、ここに「飾刀」とあるが、これは弘仁元年九月の史料に「画飾大刀」とあったものと同じのものである可能性が高い。とすれば、弘仁元年九月の史料で「節会・蕃客」の際に「画飾大刀」を帯びることが許可された対象は、五位以上の文官であったと推測される。

以上、嵯峨朝になると帯剣に帯剣者の威儀を整える機能が加えられ、また帯剣者や帯びる剣の種類についても規定が成立したことを明らかにした。では、嵯峨朝以前の桓武朝における皇太子安殿親王の帯剣は、どのような意味を有していたのであろうか。

桓武朝には、安殿親王以後、延暦十四年に縫殿助板茂連浜主と式部少輔和氣朝臣広世の二名が、延暦十五年に伊予親王が、延暦二十五年に葛井親王が、それぞれ勅によって帯剣を命じられている。これら三例四名の勅授帯剣を示す史料は、いずれもその事実を記すのみの簡単な記事であり、そこからその理由を明らかにすることは難しい。しかし、これら桓武朝に帯剣を命じられた者に共通して言えることは、いずれの人物も、その時、武を以て朝廷に奉仕すべきことが、職掌上特に求められていな

かったということである。

嵯峨朝に桓武朝の政治を受け継ぐようとする意識が存在したことや、平城朝に既に帯剣が威儀を整えるものであるという認識が存在していたと推測されることを考え合わせると、桓武朝の勅授帯剣も帯剣者の威儀を整えるためのものであると考えるのが自然である。即ち、皇太子安殿親王の帯剣は、皇太子の威儀を整えることが目的だったのである。

では次に、何故嵯峨朝に威儀を整える目的での帯剣が制度化されたのか考えていきたい。嵯峨朝の特徴としてよく挙げられることに唐風化の傾向がある。嵯峨朝には宮中の諸門・殿舎等に中国風の名称が付され、儀礼が唐風化し、勅撰漢詩文集が編纂された<sup>(40)</sup>。そして、天皇や皇后・皇太子の衣服にも中国的なものが導入されている。

『紀略』弘仁十一年二月甲戌朔条

詔曰。云々。其朕大小諸神事及季冬奉幣諸陵、則用「帛衣」。元正受朝則用「袞冕十二章」。朔日受朝、同聽政、受蕃国使、奉幣及大小諸会、則用「黄櫨染衣」。皇后以「帛衣」為「助祭之服」。以「□衣」為「元正朝賀之服」。以「鈿釵札衣」為「大小諸会之服」。皇太子從祀及元正朝賀、可「服」袞冕九章。朔望入朝、元正

受「群官若宮臣賀、及大小節会、可「服」黄丹衣」。並常所「服者不「拘」此例」。

ここで天皇が元日朝賀で服すとされた袞冕十二章、皇后が大小諸会で服すとされた鈿釵札衣、皇太子が從祀及び元正朝賀で服すとされた袞冕九章などはいずれも中国的な衣服である。この内、天皇の袞冕に関しては、『統紀』天平四年正月乙巳朔条に「御「大極殿」受朝。天皇始服「冕服。」とあり、奈良時代にも冕服が着されたことが確認される。しかし大津透氏が論じているように、天平四年の冕服が中国的な袞冕十二章と同様のものであつたかは疑問であり、中国的な冕服はこの弘仁十一年二月の段階で導入されたと考えるべきであろう<sup>(41)</sup>。つまりこの時、中国的な衣服が正式に採用されたと考えられるのである。

以上のように嵯峨朝に中国的な「衣服形態」が導入されたことを考えると、帯剣に新たな機能を加えられたことも、中国における帯剣を伴う「衣服形態」の影響が疑われる。そこで、唐衣服令の規定を確認してみると、ここでは皇帝の諸冕服や通天冠、武弁、皇太子が侍從祭祀・謁廟・元服・納妃の際に着する袞冕と謁廟還宮・元日・冬至・朔日入朝・積奠で着する具服遠遊三梁冠<sup>(42)</sup>、五

品以上の群官の諸冕服と朝服<sup>(45)</sup>といった「衣服形態」において帯剣が定められていたことが分かる。また、五品以上の群官の諸冕服と対応する六品以下の爵弁の構成要素には剣が含まれず<sup>(46)</sup>、また、六品以下の群官は朝服を着する際にも剣を帯びなかつた<sup>(47)</sup>。これらのことから、唐衣服令において、帯剣は皇帝・皇太子及び五品以上の群官の威儀を整える機能、つまりそれらの人々の身分標章としての役割を果たしていたと考えることができる。この唐衣服令の規定に見られる帯剣の機能は、日本で嵯峨朝に付加された帯剣の機能と重なる。先に推測したように、日本で帯剣に帯剣者の威儀を整える身分標章としての機能が加えられたのは、唐の衣服令における帯剣の機能を導入したものと考えてよいだろう<sup>(48)</sup>。

### 第三節 皇太子と帯剣

前節までの考察で、帯剣を伴う「衣服形態」が、奈良時代においては、職掌上、武を以て朝廷に奉仕することが求められた者の標章であったこと、それが桓武朝から嵯峨朝にかけて、儀礼の場において帯剣者の威儀を整える、身分標章としての機能が加えられたことを明らかにした。また、安殿親王の帯剣を含む桓武朝の勅授帯剣も、

帯剣者の威儀を整えるためのものであったことを論じた。本節では以上の考察結果をふまえて、古代の皇太子制について考える上で、安殿親王の帯剣が如何なる意味を持つことなのか論じたい。

まず、安殿親王以前の皇太子が帯剣していたか否かという点について考えたい。第一節で衣服令における帯剣者を確認した際、皇太子が大祀、大嘗、元日に着す礼服には剣が含まれていないことを確認した。その他の文献史料からも、大宝令成立以後、安殿親王に至るまで、皇太子が帯剣していたことを示す事実は窺えない<sup>(49)</sup>。絵画資料に限れば、一般に奈良時代に描かれたと言われる絵画である「御物聖徳太子画像」<sup>(50)</sup>において、聖徳太子が帯剣しており、それが奈良時代の皇太子の服装をモデルとして描かれたとなると、当該期に皇太子が帯剣していたことになる。しかし、この絵画については、そのモデルが聖徳太子であるとは断定されておらず<sup>(51)</sup>、また最近、五味充子氏によって「律令制下に密接な関係にあった唐と日本の服制の小刻みな変遷、唐から将来された絵画や服飾品に窺われる流行風俗などの、チグハグな寄せ集めである」ことが明らかにされた<sup>(52)</sup>。よって、本図は奈良時代の皇太子の服飾を正確に再現したものではないと考えら

れ、本図を根拠に、奈良時代の皇太子が帯剣していたと認めることはできない。他に、奈良時代に皇太子が帯剣していたことを示す証拠は見当たらず、少なくとも朝廷の行事等で衆目に晒される場において、安殿親王以前の皇太子は帯剣していなかったと考えられる。

では、安殿親王以後の皇太子についてはどうだろうか。

『紀略』弘仁十四年四月乙巳（二十一日）条に

皇太子始著「黄丹服」帯剣、参入内裏、再拜舞蹈。

とある。この史料は人名等を補うと、「淳和天皇の即位後に皇太子となった正明親王（後の仁明天皇）が、初めて黄丹の服を着し帯剣し、内裏に参入し、再拜舞蹈した」と解釈することができる。正明親王は同月壬寅（十八日）に立太子し、甲辰（二十日）にその地位が確定した。皇太子としての地位が確立した直後に「始」めて「著」黄丹服「帯剣」とあることは、黄丹服及び帯剣が皇太子としての身分を示す「衣服形態」となっていたことを示す。「黄丹服」が皇太子の衣服とされたことは、衣服令1皇太子条において皇太子の礼服に「黄丹衣」とあることや、先に掲げた『紀略』弘仁十一年二月甲戌朔条から理解できる。剣については、安殿親王に始まった皇太子の帯剣が、この頃には完全に定着していたと理解す

ることができる。その後「皇太子に勅して帯剣をさせる」という史料が見られないのに、承和の変で廢太子された恒貞親王が剣四口を蔵人所に進じていること<sup>(33)</sup>や、『西宮記』に皇太子が帯びる剣の詳細な規定が存在すること<sup>(34)</sup>などは、安殿親王以後、皇太子の帯剣が常態化していったことを裏付ける史料である。

最後に、安殿親王以後、皇太子の帯剣が常態化したことは、古代の皇太子制について考える上でどのような意味を有することなのか論じたい。

桓武朝において、安殿親王に帯剣を命じ、その權威を高めたことは、当該期に他にも勅授帯剣の例があり、威儀が整えられたのは皇太子に限らないことから、政治的な意味を重視することも可能であろう<sup>(35)</sup>。しかし、帯剣が常態化したことは、制度的に重要な意味を持つ。

既に、平安時代になると皇嗣として皇太子を立てることが一般的になり、またそれと前後する形で東宮封<sup>(36)</sup>や春宮坊<sup>(37)</sup>が整えられ、皇太子制の整備がすすめられたことが指摘されている。皇太子に帯剣させ、その威儀を整え、權威を上昇させることも、この皇太子制の整備の一環と考えることができるだろう。桓武がその様なことまで想定して、安殿親王に帯剣を命じたかは不明であるが、そ

の後に皇太子の帯剣が常態化したことから見るならば、結果として、安殿親王以後、皇太子に帯剣させ、その権威を上昇させることが制度的に定着したのである。

日本古代の皇太子の権威について、藤森健太郎氏が、元日朝賀儀礼や皇太子受賀儀礼の研究を通じて、日本の皇太子は唐の皇太子と比べ、臣下からやや遠く君主にはやや近く置かれたらしいと論じている。<sup>(58)</sup>また、彌永貞三氏も、釈奠の分析を通じて、日本古代の皇太子の超越性を指摘された。<sup>(59)</sup>桓武朝に始まり、その後常態化した皇太子の帯剣は、既に大きな権威を有していた日本の皇太子の権威を更に高めるものであったとできよう。

平安前期に成立した諸儀式書には、皇太子がいくつかの儀礼に参加すべきことが規定されているが、それらの儀礼において、帯剣し威儀を整えた皇太子の権威に満ちた姿は繰り返し確認されたであろう。

おわりに

以上の考察の結果をまとめ直したい。日本古代において、「衣服形態」は、それを着している者の性格を表したが、帯剣も「衣服形態」を構成する一つの要素である。奈良時代に帯剣していたことが確認できるのは、職掌上、

武を以て朝廷に奉仕することが求められた官人のみであり、この時期の帯剣は武を象徴するものであった。桓武朝になると、帯剣に儀礼の場において帯剣者の威儀を整える、身分標章としての機能が付加され、それは嵯峨朝に制度化された。これは帯剣に関わる唐の衣服制度の導入によるものであると考えられる。安殿親王の帯剣は、武の行使を想定したものではなく、儀礼の場においてその威儀を整えるための帯剣であった。それ以後、皇太子の帯剣は常態化し、制度的に皇太子の権威がより高められた。そのような権威に満ちた皇太子の姿は、皇太子が儀礼に参加することによって、繰り返し確認されたと推測される。

制度的側面から、日本古代の皇太子について明らかにするためには、その権威と政治的権限の両方、及びその関係を明らかにする必要があると考える。本稿ではこの皇太子の権威に関して、平安初期、帯剣によって、制度的に皇太子の権威がより高められたことを明らかにした。一方、皇太子の政治的権限に関しては、かつて井上光貞氏が持統・文武朝以後の皇太子は政治とは関係のない地位とされたと論じたが、<sup>(60)</sup>その後、林紀昭氏や荒木敏夫氏によって、奈良時代以降の皇太子も、一定の政治的権限

を有していたことが明らかにされた。<sup>(61)</sup> 本稿では、皇太子の政治的権限や、権威と政治的権限の關係について述べることはできなかったが、それについては別稿にて論じたいと考えている。

## 註

- (1) 六国史をはじめとする古代の史料に「帶劍」とある場合、実際には刀を帯びている例が多々見られ、史料上、劍と刀は厳密に区別されていない。本稿でもそれに倣い、以下特に何も断らず「劍」と書いた場合、刀も含んだ刀劍全般を示すこととする。但し、刀子に関しては、史料上、劍と明らかに違う扱いを受けているので（黒川真頼「日本佩刀沿革」へ「黒川真頼全集」五、国書刊行会、一九一一年）、本稿でも「劍」に含めず、考察の対象としない。
- (2) 以後、衣服及び装身具・冠・頭髮、そして劍などを含む身につけるもの全体の形態を示す言葉として、括弧をつけて「衣服形態」という言葉を使用する。
- (3) 近藤好和『装束の日本史 平安貴族は何を着ていたのか』（平凡社、二〇〇七年）、武田佐知子『古代国家の形成と衣服令―袴と貫頭衣―』（吉川弘文館、一九八四年）、同『衣服で読み直す日本史 男装と王権』（朝日新聞社、一九九八年）などの衣服史の研究において、「衣服形態」が着用者の性格を標章するものであったことが強調され、

大津透『古代の天皇制』（岩波書店、一九九九年）第七章「天皇の服と律令・礼の継受」では「衣服形態」から天皇の性格やその変質が考察されている。

- (4) 本稿では、大宝令成立以後、光仁朝までを奈良時代と呼び、桓武朝以後を平安時代と呼ぶ。

- (5) 安田政彦氏が、勅授帶劍（勅により個人に対して帶劍を命ずる・聴すこと）の初例と位置付け、「早良廢太子以後、安殿親王を皇太子として優遇することを示したものとみることはできないであろうか」と論じているほか（安田政彦「勅授帶劍について」へ亀田隆之先生還暦記念会「律令制社会の成立と展開」、吉川弘文館、一九八九年）、春名宏昭氏が「天皇からの特別待遇を示すものだろう」と論じているように（春名宏昭『平城天皇』、吉川弘文館、二〇〇九年）、政治史的な観点から本史料を扱った研究はいくつか見られる。また、青木和夫氏他校注『続日本紀』の注において、元服以前の親王帶劍とし、関連史料として惟喬親王の帶劍の例が挙げられている（青木和夫・稲岡耕二・笹山晴生・白藤禮幸校注『新日本古典文学大系15 続日本紀』四、岩波書店、一九九八年）。しかし、管見の限り、制度史的な観点から本史料を扱った研究は見られない。
- (6) 川口勝康氏は、中国の皇帝から日本の権力者に下賜された劍は庇護・被庇護關係をはじめとする冊封体制の論理を示し、その様な劍の役割は大王から在地首長層に劍が分与されることで倭国内の身分秩序を形成する上でも利用されるようになったと論じた（川口勝康「瑞刃刀と

大王号の成立」へ井上光貞博士還暦記念会『古代史論叢』上巻、吉川弘文館、一九七八年）、同「大王の出現」へ『日本の社会史』第三巻権威と支配、岩波書店、一九八七年）。また、大津透氏は古墳時代より後の時代にも劔が同様の意味を有していたと述べ、例として甲子の宣において大小氏の氏上に劔を賜ったこと、律令制下に天皇が劔刀を使用者に授けることで権力分与が行われたこと、平安時代になっても天皇権力を行使する宝器として劔や閼契等が納められた大刀契が即位にあたって譲渡されたことを挙げている（大津透、前掲(3)第三章「天日嗣高御座の業と五位以上官人」）。

- (7) 大津透氏は出雲や紀伊の国造任命儀礼において、鏡と劔を中心とする神宝が天皇に献じられたことは、天皇に祭祀権を差し出すことの象徴であり、そこに儀礼の服属儀礼としての本質があったと論じている（大津透、前掲(3)第四章「食国天下の政と服属儀礼」）。また、和田萃氏によつて、日本において劔が鏡とともに祭祀具とされたのは、中国の道家でそれらが主要な祭祀具とされたことの影響であることが指摘されている（和田萃「鏡をめぐる信仰」へ『日本古代の祭祀・信仰』中、塙書房、一九九五年、初出は一九九一年）。

- (8) 蘭田香融「護り刀考」(『日本古代の貴族と地方豪族』、塙書房、一九九二年、初出は一九六四年)。  
 (9) 蘭田香融氏は黒作懸佩刀の伝来や藤原緒嗣が元服する際に桓武天皇が劔を賜った例を挙げ、刀の授受は信頼関係を示すものであったと指摘している（蘭田香融「護り

- 刀考」(前掲(8))。  
 (10) 以下令文の条文名、条文番号は『律令』(岩波書店、一九七六年)による。  
 (11) 衣服令集解4諸臣条の諸説によると、大祀とは天地を祀る類の臨時の大祀をいう。  
 (12) 礼服を着する衛門府と左右衛士府の督佐、左右兵衛府の督を示す。

- (13) 衛門府の尉・志、左右衛士府の尉・志、左右兵衛府の佐・尉・志を示す。

- (14) 『令集解』の諸説によると門部使部のこと。  
 (15) 広瀬圭「古代服制の基礎的考察」(『日本歴史』第三五六号、一九七八年)。括弧内は引用者注。

- (16) 『令集解』の諸説には以下のようにある。「謂、朔日者、四孟朔日也。節日者、初注会集等日是也。其主帥以上注、称会集日者、朔節日亦同。但衛士注、言「会集日」者、非是朔節日。凡著「朝服」之時、督佐牙笏、志以上木笏、文不載者略。諸須知。积云、朔節日亦同。但於「衛士」朔節日不同「会集日」也。此篇、依「時々格」既改異之。依「時法」耳。又云、案朔節日不入「会集日」難也。穴云、朔日、謂依「此文」可有「不立」儀仗「朔日」也。へ師「依」之。へ私案、依「宮衛令」、必立「儀仗」。但会集之日、立「儀仗」式重厚。自余日雖立「儀仗」、儀式少薄耳。依「文所」案、師同「此説」也。」  
 (17) 衣服令1皇太子条「皇太子礼服。礼服冠。黄丹衣。牙笏。白袴。白帶。深紫紗褶。錦襪。烏皮屨。」  
 (18) 衣服令2親王条「親王礼服。一品礼服冠。へ四品以上、

毎品各有「別制」。深紫衣。牙笏。白袴。糸帶。深緑紗襦。錦襪。烏皮屐。へ佩「綬玉珮」。

(19) 衣服令3諸王条「諸王礼服。一位礼服冠。へ五位以上、每位及階「各有「別制」。諸臣准」此。深紫衣。牙笏。白袴。糸帶。深緑紗襦。錦襪。烏皮屐。二位以下五位以上、並浅紫衣。以外皆同「一位服。へ五位以上佩「綬」。三位以上加「玉珮」。諸臣准」此。」

(20) 衣服令4諸臣条「諸臣礼服。一位礼服冠。深紫衣。牙笏。白袴。糸帶。深緑紗襦。錦襪。烏皮屐。三位以上、浅紫衣。四位、深緋衣。五位、浅緋衣。以外並同「一位服。大祀大嘗元日、則服之。」

(21) 衣服令5朝服条「朝服。一品以下、五位以上、並皂羅頭巾。衣色同「礼服。牙笏。白袴。金銀裝腰帶。白襪。烏皮履。六位、深緑衣。七位、浅緑衣。八位、深縹衣。初位、浅縹衣。並皂縹頭巾。木笏。へ謂、「職事。」烏油腰帶。白袴。白襪。烏皮履。袋從「服色」。親王、緑緋緒。一品四結。二品三結。三品二結。四品一結。諸王三位以上、同「諸臣。正四位深緋。從四位深緑。正五位浅緋。從五位深縹。結同「諸臣。諸臣正位紫緒。從位緑緒。上階二結、下階一結。唯一位三結。二位二結。三位一結。以「緒別」正從。以「結明」上下。朝廷公事、即服之。」

(22) 衣服令6制服条「制服。無位。皆皂縹頭巾。黄袍。烏油腰帶。白襪。皮履。朝廷公事、即服之。尋常通得「着」草鞋。へ家人奴婢、橡墨衣。」

(23) 仗を劍に置き換えると、「五衛府、軍団、その他劍を帯びるべき者を武官とせよ。但し、大宰府、三閩国、及

び内舍人は、帯剣するべきであるが武官ではない。」と解釈することができる。

(24) 「供奉雜使」に関しては、一見武力との関係は見いだせないが、『令集解』諸説では、軍事と関係する事柄において内舍人が雜使として供奉する例が挙げられている。そのことから、内舍人が武・軍事と関係の深い官であったことがうかがえる。

(25) 黒川真頼「日本佩刀沿革」(前掲(一))。  
(26) 瀧川政次郎「新古律令の比較研究」(『律令の研究』、刀江書院、一九三一年)

(27) 『統紀』和銅元年(七〇八)三月丙辰(二十三日)条。  
(28) 『統紀』和銅四年甲子(二十三日)条。

(29) 笹山晴生『日本古代衛府制度の研究』(東京大学出版会、一九八五年)。

(30) 『統紀』天平十八年二月己丑(七日)条。  
(31) 北啓太「天平四年の節度使」(土田直鎮先生還暦記念会編『奈良平安時代史論集』上巻、吉川弘文館、一九八四年)

(32) 中村明蔵「軍人司の役割について」(『熊襲・軍人の社会史研究』名著出版、一九八六年)など。

(33) 国司・郡司の帯剣を許可した事例は、『日本三代実録』(以下「三実」と記す)貞観五年(八六三)十二月二十一日条に、勅によって長門国司の帯剣を許可したとあることをはじめとして、『三実』『日本紀略』(以下『紀略』と記す)に八例見えて、延喜兵部省式国国帯仗条では、計十七カ国の国郡司・書生等が帯仗(即ち帯剣)である

- (34) 当該日の『後紀』は欠。『紀略』に「下二十五条憲法。」とある。
- (35) 本史料では、「画飾大刀」・「飾刀」・「画飾刀」という言葉が使われている。いずれも同じものを指す言葉であると考えられるので、以下「画飾大刀」で統一する。
- (36) 『紀略』延暦十四年十月癸巳(三十日)条。
- (37) 『紀略』延暦十五年一月癸卯(十日)条。
- (38) 『日本文徳天皇実録』嘉祥三(八五〇)年四月己酉(二日)条。
- (39) 桓武天皇の命により始められ、その死によって中断していた格式の編纂を、嵯峨天皇の命により再開したことも、その一例だろう(『弘仁格式』序)。
- (40) 坂上康俊『日本の歴史05律令国家の転換と「日本」』講談社、二〇〇一年。
- (41) 大津透、前掲(3)第七章「天皇の服と律令・礼の継受」。
- (42) 唐令は仁井田陞著・池田温編集代表『唐令拾遺補』(東京大学出版会、一九九七年)の復旧条文を参考にした。
- (43) 『唐衣服令』復旧1~8条。以下条文番号は『唐令拾遺補』による。
- (44) 『唐衣服令』復旧18・19条。
- (45) 『唐衣服令』復旧26、30・41条。朝服は具服とも。
- (46) 『唐衣服令』復旧31条。
- (47) 『唐衣服令』復旧41条
- (48) 剣と同様に装身具である笏について、野村忠夫氏が

- 「官人の把笏が「威儀」を整えて、その職に「威勢」を増し、神祇関係者の把笏が「増し神威」すものであったとすれば、把笏の持つ性格は多分に呪術的なものといえるであろう」と論じている(野村忠夫「官人把笏の問題」『律令官人制の研究』、吉川弘文館、一九六七年、初出は一九六五年)。はじめににおいて、剣に呪術的な力がある祭礼具などとして利用されていたことが指摘されていることを述べたが、剣に呪術的な力があるという認識が存在したことも、日本で唐衣服令を参考に、帯剣に威儀を整える機能が加えられたことの背景として考えられる。
- (49) 藤原不比等が皇太子首親王に黒作懸佩刀を献じたことや(東大寺献物帳)、藤原百川が皇太子山部親王に剣を献じたことなど(『統後紀』承和十年七月庚戌(二十三日)条)、皇太子が剣を所有していたことを示す史料は見られるが、皇太子がその剣を帯びたことを示す史料は見られない。
- (50) 戦前には黒川真頼氏が唱えた天武十四年から持統朝の間制作という説が定説となっていたが(黒川真頼「聖徳太子御像之辯」(前掲(1)所収初出は一九九五年)、戦後、亀田孜・関根真隆・上原和の三氏などが奈良時代制作説を提唱して以来、それが定説となっている(亀田孜「御物聖徳太子御影考」『美術研究』一五一、一九四八年)・関根真隆「奈良朝服飾の研究」、吉川弘文館、一九七四年・上原和「斑鳩の白い道の上に」、講談社、一九九二年、初出は一九七五年)。当絵画の研究史については、松原智美「御物聖徳太子二童子画像」(大橋一章編『法隆

寺美術 論争の視点」、グラフィ社、一九九八年）が詳しい。

- (51) 聖徳太子像ではないとする今枝愛真氏の説を否定した東野治之氏ですら（今枝愛真「御物聖徳太子像の謎」『明日香風』六号、一九八三年）・東野治之「聖徳太子画像の『墨書』」〈『書』古代史〉、岩波書店、一九九四年）、「太子像という証明はできないにせよ、平安末を遡ることかなり以前から、太子像として信仰されてきたことは間違いない」と述べている（東野治之「御物『聖徳太子画像』をめぐって」〈『芸術フォーラム』21』第四号、二〇〇一年〉）。

- (52) 五味充子「御物聖徳太子画像の成立に関する一考察」〔『国華』第一三四五号、二〇〇七年〕

- (53) 『統後紀』承和九年七月丙辰（二十四日）条。

- (54) 『西宮記』臨時三、剣「飾劍。東宮及參議以上、節会時着<sub>レ</sub>之。螺鈿劍。東宮尋常事、公卿二宮大饗・行幸・列見・定考時、凡隨<sub>レ</sub>便着<sub>レ</sub>之。諸衛次將、節会時同用<sub>レ</sub>之。（後略）」

- (55) 注(5)参照。

- (56) 堀江潔「東宮封の成立」〔『続日本紀研究』第三一八号、一九九九年〕、同「平安初期における東宮封の倍増とその契機」〔九州史学』第一二六号、二〇〇〇年〕。

- (57) 坂上康俊「東宮機構と皇太子」（九州大学国史学研究室編『古代中世史論集』、吉川弘文館、一九九〇年）。

- (58) 藤森健太郎「古代天皇の即位儀礼」（吉川弘文館、二〇〇〇年）

- (59) 彌永貞三「古代の積奠について」〔『日本古代の政治と

史料』、高科書店、一九八八年、初出は一九七二年）

- (60) 井上光貞「古代の皇太子」（井上光貞『日本古代国家の研究』、岩波書店、一九六五年、のち井上光貞著・吉村武彦編『天皇と古代王権』、岩波書店、二〇〇〇年などに所収）。

- (61) 林紀昭「律令皇太子制の一考察」〔『難波宮址の研究』第七 論考篇』一九八一年）。荒木敏夫『日本の皇太子』（吉川弘文館、一九八五年）。